

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 宅地建物取引業法による行政処分……………一
- ………(都市整備局住宅政策推進部不動産課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域(四件)……………二
- ………(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………二
- ………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………四
- ………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………五
- ………(同)……………五
- 告示(選)**
- 政治団体の届出……………七
- 政治団体の届出事項の異動の届出……………一
- 政治団体の解散の届出……………四
- 資金管理団体の指定の届出……………五
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………六
- 資金管理団体の取消しの届出……………八
- 土地区画整理組合の理事の辞任……………

- ………(都市整備局市街地整備部区画整理課)……………元
- 建築協定の認可……………元
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所管理課)……………元
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………元
- ………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………元
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………元
- ………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………元
- 雑報**
- 当せん金付証券の発売委託……………三
- ………(全国自治宝くじ事務協議会)……………三

告示

●東京都告示第千三百十七号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)第六十五条第二項の規定による行政処分について、同法第七十条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 被処分者
- (一) 商号 株式会社デアハウス
- (二) 代表者氏名 代表取締役 岩間 泰輔
- (三) 主たる事務所の所在地 杉並区方南二丁目十二番十四号
- (四) 免許証番号 東京都知事(4)第七六八九三号
- (五) 免許年月日 平成二十五年十一月二十七日
- 二 処分年月日 平成二十九年七月二十五日
- 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十九年九月七日から同年十月六日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及

び第六十五条第二項第二号

- 一 被処分者
- (一) 商号 株式会社オクトハウス
- (二) 代表者氏名 代表取締役 井上 浩明
- (三) 主たる事務所の所在地 中央区佃二丁目十八番四号鎌田ビル三〇一
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九六一四五号
- (五) 免許年月日 平成二十五年十二月二十七日
- 二 処分年月日 平成二十九年八月四日
- 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十九年九月七日から同年十月六日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

び第六十五条第二項第二号

- 一 被処分者
- (一) 商号 株式会社セルーザ
- (二) 代表者氏名 代表取締役 森田 大輔
- (三) 主たる事務所の所在地 新宿区馬場下町六十二番地
- (四) 免許証番号 東京都知事(1)第九六四三一号
- (五) 免許年月日 平成二十六年三月二十八日
- 二 処分年月日 平成二十九年七月二十五日
- 三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十九年九月七日から同年十月六日まで)
- 四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号
- 一 被処分者
- (一) 商号 有限会社ネオ・トップ

(二) 代表者氏名 取締役 河部 新

(三) 主たる事務 渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十二番五号
所の所在地

(四) 免許証番号 東京都知事(1)第九六八五五号

(五) 免許年月日 平成二十六年七月二十五日

二 処分年月日 平成二十九年七月二十九日

三 処分内容 業務の全部の停止三十日間(平成二十九年九月七日から同年十月六日まで)

四 適用条項 宅地建物取引業法第六十四条の十五前段及び第六十五条第二項第二号

●東京都告示第千三百十八号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

足立区南花畑四丁目十一番一の一部 平成二十九年七月二十八日
及び同番二

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千三百十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供す

る。

平成二十九年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

江東区越中島二丁目十五番一及び越中島三丁目四番八 平成二十九年七月三十一日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千三百二十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条第一項の規定による認定をしたので、同条第八項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

千代田区丸の内一丁目八番一から同番三まで、同番五、同番二十二、同番二十三及び同番二十七 平成二十九年七月三十一日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千三百二十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規

定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十九年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

中野区中野四丁目二番百四十四及び同番百四十六 平成二十九年八月十日

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第千三百二十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

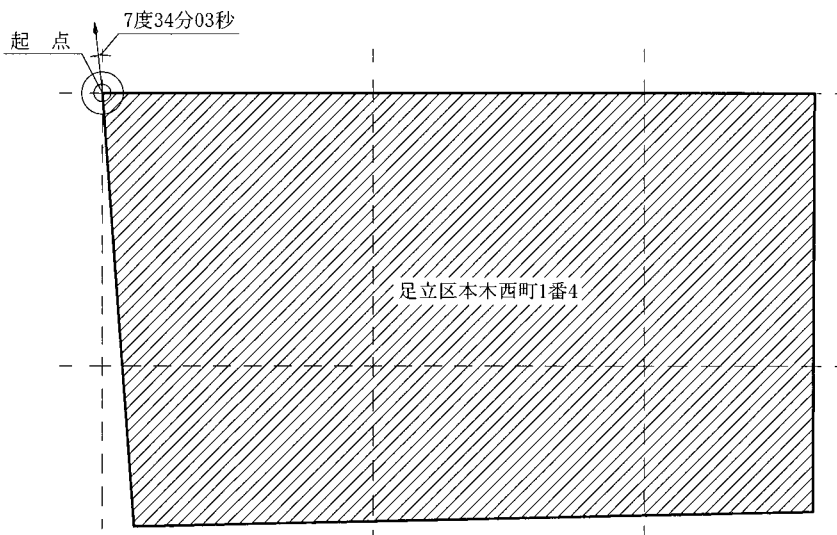
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区本木西町地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有

害物質の種類
シアン化合物

別図



(凡例)

- : 単位区画
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

(起点)

起点は、足立区本木西町1番4の最北端とする。

(格子の回転角度(7度34分03秒))

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百二十三号

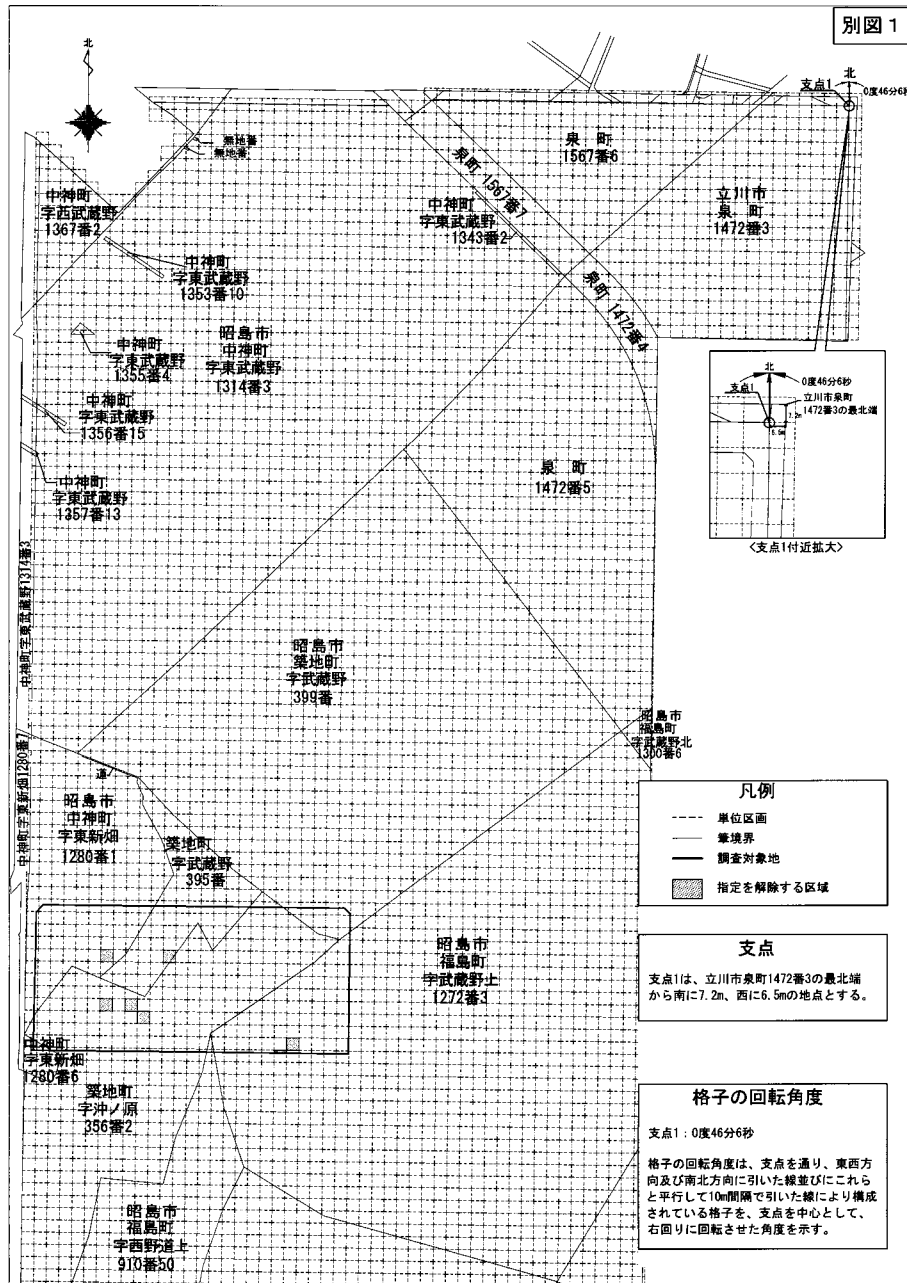
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第千五百四十四号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図一及び別図二のとおり（昭島市築地町字沖ノ原地内、同市築地町字武蔵野地内、同市中神町字東新畑地内、同市福島町字武蔵野上地内及び同市福島町字砂川道下地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図1





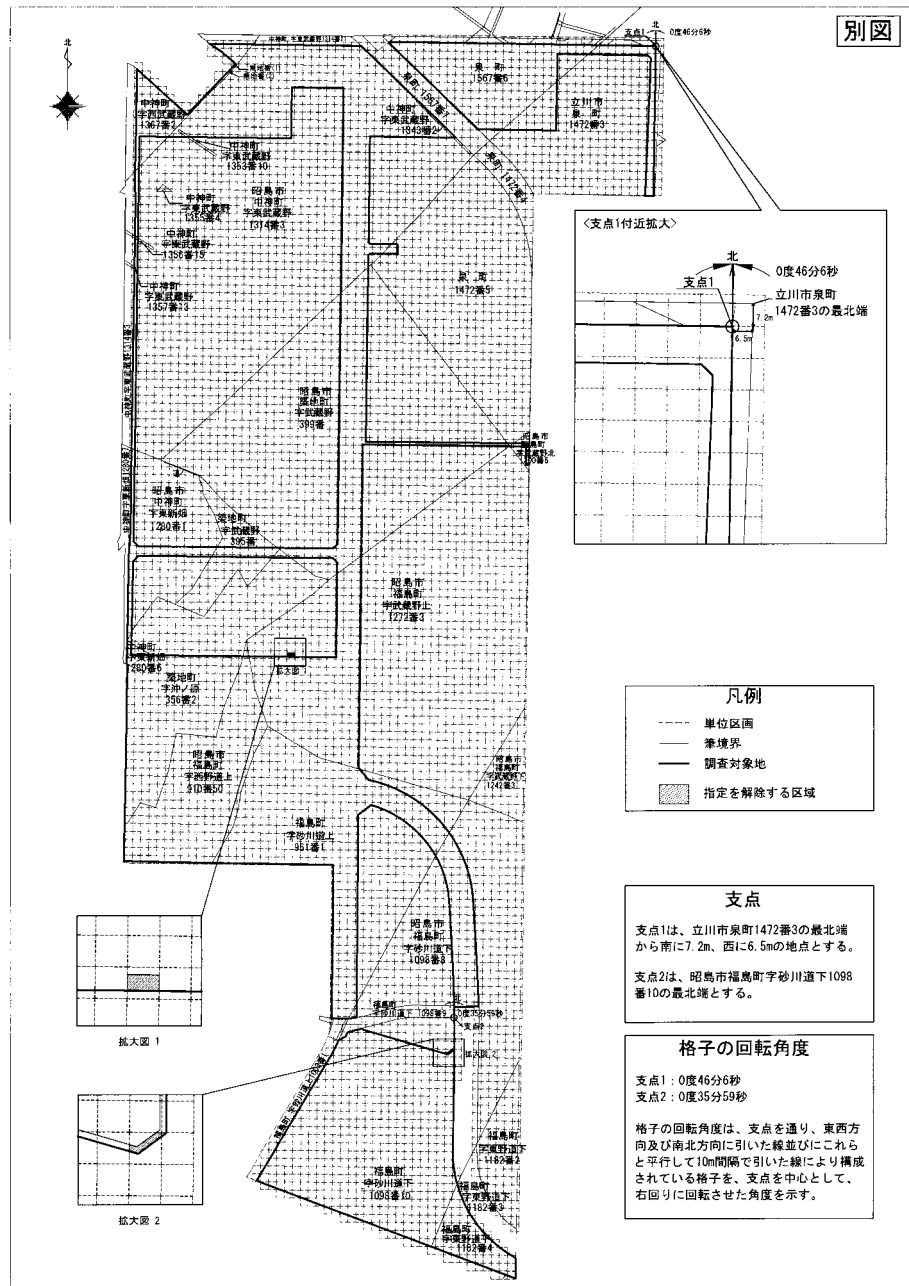
●東京都告示第千三百二十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十六年東京都告示第千三百十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（昭島市福島町字武蔵野上及び同市福島町字砂川道下地内）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



●東京都告示第千三百二十五号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第八百六十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

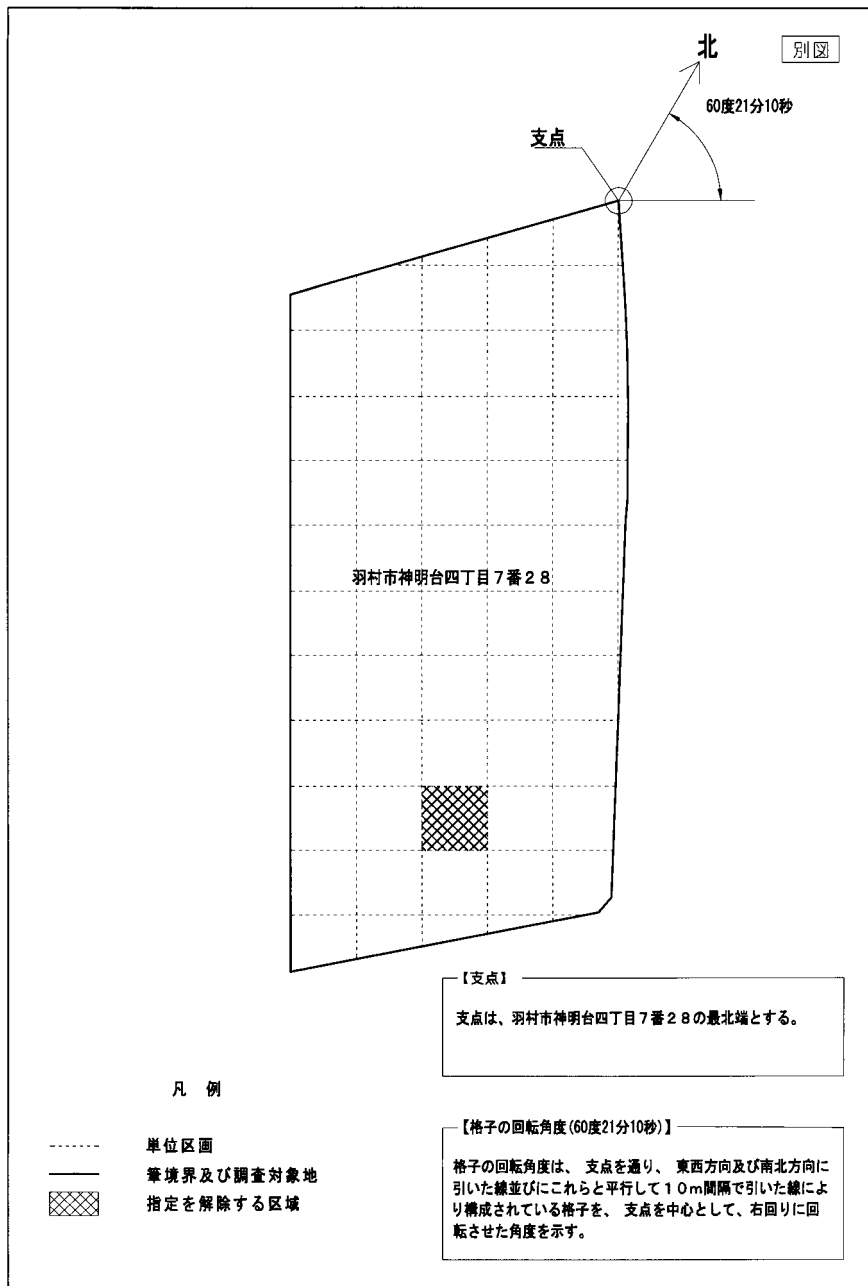
平成二十九年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（羽村市神明台四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第百十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。)第六条第一項(法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年八月二十五日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

(1) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
自由民主党東京都昭島市第三支部	中村 豪志	佐藤 圭史	昭島市東町1-4-19	H29. 5. 24	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
岡村みきお八王子未来の会	岡村 幹雄	岡村 和代	八王子市大船町378-14	H29. 5. 24
葛飾区民の会	渡辺 郁弥	渡辺 和美	葛飾区金町3-46-16	H29. 5. 26
漢人あきこと自治する会	漢人 明子	坂井 悦子	小金井市緑町5-19-14	H29. 5. 2
銀川ゆい子後援会	銀川 裕依子	銀川 裕依子	足立区千住旭町35-18	H29. 5. 25
くらしみらい研究会	望月 秀一	若林 健次	中央区明石町1-29	H29. 5. 19
栗原真吾後援会	栗原 真吾	栗原 真吾	新宿区水道町3-13	H29. 5. 8
憲法をいかす超党派と市民の会・千代田	寺沢 文子	牛尾 耕二郎	千代田区三崎町2-19-8	H29. 5. 17
市民の会	立澤 晴美	立澤 恵美子	あきる野市下代継112-5	H29. 5. 2
首都高速道路無料化研究会	栗原 真吾	栗原 真吾	新宿区水道町3-13	H29. 5. 24
駿馨会	与謝野 稔	藤江 昭央	新宿区四谷2-14-9	H29. 5. 15
駿龍会	与謝野 稔	藤江 昭央	新宿区四谷2-14-9	H29. 5. 15
新駿山会	与謝野 稔	藤江 昭央	新宿区四谷2-14-9	H29. 5. 15
鈴木くにかず後援会	鈴木 邦和	鹿見 良真	武蔵野市吉祥寺本町1-12-5	H29. 5. 9
地域の未来を創る会	莖 英明	蓑田 弘信	葛飾区堀切5-48-5	H29. 5. 26
チェンジ東京!小金井の会	漢人 明子	坂井 悦子	小金井市緑町5-19-14	H29. 5. 2
ちがいをちからに変える会	白戸 太朗	小谷 亮太	渋谷区千駄ヶ谷1-11-6	H29. 5. 1
都市を考える会	森山 高至	藤山 和久	中央区明石町1-29	H29. 5. 1

都民ファーストの会荒木ちはる後援会	荒木	千陽	荒木	節子	中野区中野2-7-12	H29. 5. 1
都民ファーストの会いりえまさる後援会	入江	賢	入江	弘子	日野市東平山3-5-8	H29. 5. 12
都民ファーストの会岡本こうき後援会	岡本	光樹	岡本	靖磨呂	国分寺市本多1-5-4	H29. 5. 31
都民ファーストの会くりした善行後援会	栗下	善行	渡辺	武	大田区西蒲田7-5-3	H29. 5. 2
都民ファーストの会后藤なみ後援会	中島	奈美	中島	晃一郎	足立区千住4-9-1	H29. 5. 29
都民ファーストの会斉藤れいな後援会	齋藤	礼伊奈	藤田	純二	多摩市関戸5-5-15	H29. 5. 16
都民ファーストの会佐野郁夫後援会	佐野	郁夫	佐野	里美	小平市小川西町2-26-21	H29. 5. 1
都民ファーストの会平けいしょう後援会	平	慶翔	黒崎	啓介	板橋区氷川町1-13	H29. 5. 1
都民ファーストの会滝田やすひこ後援会	滝田	泰彦	滝田	勝久	八王子市別所1-18-4	H29. 5. 19
都民ファーストの会鳥居こうすけ後援会	鳥居	宏右	貴島	香苗	杉並区西荻北3-21-15	H29. 5. 15
都民ファーストの会藤井あきら後援会	藤井	晃	藤井	洋子	府中市押立町3-32-6	H29. 5. 2
都民ファーストの会保坂まさひろ後援会	保坂	真宏	清水	和栄	台東区池之端2-5-34	H29. 5. 22
都民ファーストの会増田いちろう後援会	増田	一郎	増田	一郎	立川市錦町2-6-11	H29. 5. 29
都民ファーストの会もりさわ恭子と東京の未来を考える会	高屋	恭子	高屋	恭子	品川区西大井4-14-7	H29. 5. 26
都民ファーストの会森村たかゆき後援会	森村	隆行	森村	ゆき	青梅市野上町4-13-26	H29. 5. 15
中村あや後援会	中村	彩	高山	肇	千代田区九段北1-5-5	H29. 5. 8
浜野元貴後援会	濱野	元貴	濱野	さつき	葛飾区堀切8-4-8	H29. 5. 11
広瀬まき後援会	廣瀬	真木	廣瀬	順子	小金井市本町6-13-15	H29. 5. 10
都民ファーストの会足立区第2支部	中島	奈美	中島	晃一郎	足立区千住4-9-1	H29. 5. 29
都民ファーストの会板橋区第一支部	平	慶翔	黒崎	啓介	板橋区氷川町1-13	H29. 5. 1
都民ファーストの会青梅市第一支部	森村	隆行	森村	ゆき	青梅市野上町4-13-26	H29. 5. 15
都民ファーストの会大田区第1支部	乾	愛	乾	智	大田区蒲田本町1-3-9	H29. 5. 9

都民ファーストの会大田区第二支部	栗下	善行	渡辺	武	大田区西蒲田7-5-3	H29. 5. 2
都民ファーストの会北多摩第2区第一支部	岡本	光樹	岡本	靖磨呂	国分寺市本多1-5-4	H29. 5. 31
都民ファーストの会小平市第1支部	佐野	郁夫	佐野	里美	小平市小川西町2-26-21	H29. 5. 1
都民ファーストの会品川区第二支部	高屋	恭子	高屋	恭子	品川区西大井4-14-7	H29. 5. 26
都民ファーストの会新宿区第一支部	森口	つかさ	森口	つかさ	渋谷区広尾5-17-11	H29. 5. 9
都民ファーストの会杉並区第二支部	鳥居	宏右	貴島	香苗	杉並区西荻北3-21-15	H29. 5. 15
都民ファーストの会台東区第一支部	保坂	真宏	清水	和栄	台東区池之端2-5-34	H29. 5. 22
都民ファーストの会立川市第一支部	増田	一郎	増田	一郎	立川市錦町2-6-11	H29. 5. 29
都民ファーストの会中野区第一支部	荒木	千陽	荒木	節子	中野区中野2-7-12	H29. 5. 1
都民ファーストの会西東京市第一支部	中野	ひとみ	中野	ひとみ	西東京市下保谷1-9-23	H29. 5. 9
都民ファーストの会練馬区第二支部	尾島	絃平	尾島	樹夫	練馬区平和台4-8-18	H29. 5. 19
都民ファーストの会八王子市第二支部	滝田	泰彦	滝田	勝久	八王子市別所1-18-4	H29. 5. 19
都民ファーストの会八丈島支部	山下	崇	山下	雄	八丈島八丈町中之郷2749	H29. 5. 23
都民ファーストの会日野市第二支部	入江	賢	入江	弘子	日野市東平山3-5-8	H29. 5. 12
都民ファーストの会府中市第一支部	藤井	晃	藤井	洋子	府中市押立町3-32-6	H29. 5. 2
都民ファーストの会武蔵野市支部	鈴木	邦和	鹿見	良真	武蔵野市吉祥寺本町1-12-5	H29. 5. 19

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党中央総支部	田中 広一	主たる事務所の所在地	中央区新川2-31-7	中央区晴海1-7-1	H29. 5. 8
		代表者の氏名	田中 広一	中島 賢治	H29. 5. 8
自由民主党国立総支部	原田 洋示	主たる事務所の所在地	国立市谷保6781-1	国立市谷保3085-13	H29. 4. 20
		代表者の氏名	原田 洋示	青木 健	H29. 4. 20
自由民主党新宿総支部	下村 治生	代表者の氏名	下村 治生	小倉 利彦	H29. 5. 12
自由民主党東京都江戸川区第二十七支部	高木 秀隆	主たる事務所の所在地	江戸川区一之江5-7-17	江戸川区一之江4-9-12	H29. 4. 13
自由民主党東京都北多摩第1区支部	北久保 真道	会計責任者の氏名	鈴木 良男	堀 廣和	H28. 10. 15
自由民主党東京都品川区第二十七支部	横山 由香理	会計責任者の氏名	横山 亮一	喜谷 聡子	H28. 4. 1
自由民主党東京都台東区第二十八支部	小島 智史	会計責任者の氏名	小島 優	大野 晴弘	H29. 5. 1
自由民主党八丈島総支部	浅沼 憲春	主たる事務所の所在地	八丈島八丈町大賀郷3047	八丈島八丈町中之郷2542	H29. 5. 9
		代表者の氏名	浅沼 憲春	山下 崇	H29. 5. 9
		会計責任者の氏名	奥山 勝巳	山下 雄	H29. 5. 9
民進党東京都第8区総支部	吉田 晴美	会計責任者の氏名	山岡 さゆり	佐藤 直美	H29. 5. 9

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
青木愛を囲む税理士の会	松村 善吉	主たる事務所の所在地	北区岸町1-2-9	北区王子木町1-18-8	H28. 7. 26
太田順子後援会	太田 順子	会計責任者の氏名	太田 百合子	英 哲	H29. 5. 11
金井茂の会	金井 茂	主たる事務所の所在地	江戸川区南小岩3-15-20	江戸川区北小岩6-16-1	H27. 5. 1
川田龍平を応援する会	汐見 稔幸	会計責任者の氏名	中島 かほる	栗下 善行	H29. 4. 1
川の手ゆめの会	木村 剛司	主たる事務所の所在地	墨田区東向島3-39-10	墨田区吾妻橋2-1-1	H28. 6. 15
木島崇励ます会	木島 崇	主たる事務所の所在地	国分寺市西元町2-17-12	国分寺市西元町2-13-19	H29. 4. 5
憲法の生きる市政を・日野の会	窪田 之喜	主たる事務所の所在地	日野市神明1-17-24	日野市神明3-6-13	H29. 5. 10

●東京都選挙管理委員会告示第百二十号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）。以下

「法」という。第七條第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七條の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十九年八月二十五日
東京都選挙管理委員会

光桜会	関谷 二葉	主たる事務所の所在地	豊島区南池袋3-15-16	豊島区南池袋2-12-2	H29. 5. 12
剛志会	木村 剛司	主たる事務所の所在地	墨田区東向島3-39-10	墨田区吾妻橋2-1-1	H28. 6. 15
秀友会	須賀 雅文	主たる事務所の所在地	江戸川区一之江5-7-17	江戸川区一之江3-18-3	H29. 5. 18
人権擁護懇話会	丸井 昌弘	主たる事務所の所在地	渋谷区本町6-34-8	八王子市大塚640-13	H29. 5. 8
税理士による片山さつき後援会	原田 伸幸	会計責任者の氏名	山口 裕章	富永 英里	H29. 5. 31
関谷ふたば後援会	関谷 二葉	主たる事務所の所在地	豊島区南池袋3-15-16	豊島区南池袋2-12-2	H29. 5. 12
世田谷薬剤師政治連盟	黄川田 稔	会計責任者の氏名	八木 亮	坂 宗吉	H29. 5. 27
高木ひでたか後援会	高木 隆吉	主たる事務所の所在地	江戸川区一之江5-7-17	江戸川区一之江4-9-12	H29. 5. 18
		代表者の氏名	高木 隆吉	田辺 茂	H29. 5. 18
		会計責任者の氏名	高木 秀隆	高木 隆吉	H29. 5. 18
東京情報通信懇話会	吉永 明	代表者の氏名	吉永 明	福田 侑	H29. 5. 19
都民ファーストの会伊藤悠後援会	伊藤 悠	政治団体の名称	都民ファーストの会伊藤悠後援会	伊藤悠後援会	H29. 5. 17
		主たる事務所の所在地	目黒区祐天寺1-14-2	目黒区祐天寺2-3-15	H29. 5. 17
都民ファーストの会おじま紘平後援会	尾島 紘平	政治団体の名称	都民ファーストの会おじま紘平後援会	おじま紘平後援会	H29. 4. 30
		代表者の氏名	尾島 紘平	内田 富雄	H29. 4. 30
都民ファーストの会木下ふみこ後援会	木下 富美子	主たる事務所の所在地	板橋区南常盤台1-23-13	豊島区南大塚1-14-3	H29. 5. 21
都民ファーストの会桐山ひとみ後援会	中野 ひとみ	政治団体の名称	都民ファーストの会桐山ひとみ後援会	KiriKiriクラブ	H29. 5. 9
		会計責任者の氏名	中野 ひとみ	中野 譲	H29. 5. 9
都民ファーストの会鈴木くにかず後援会	鈴木 邦和	政治団体の名称	都民ファーストの会鈴木くにかず後援会	鈴木くにかず後援会	H29. 5. 15
都民ファーストの会関野たかなり後援会	関野 杜成	政治団体の名称	都民ファーストの会関野たかなり後援会	都民ファーストの会関野杜成後援会	H29. 5. 12
都民ファーストの会福島りえこ後援会	福島 理恵子	主たる事務所の所在地	世田谷区新町3-22-1	世田谷区新町2-10-12	H29. 5. 4
都民ファーストの会もり愛後援会	乾 愛	政治団体の名称	都民ファーストの会もり愛後援会	もり愛後援会	H29. 5. 9
都民ファーストの会森口つかさ後援会	森口 つかさ	政治団体の名称	都民ファーストの会森口つかさ後援会	森口つかさ後援会	H29. 5. 1

中村たけし後援会	中村 豪志	主たる事務所の所在地	昭島市拜島町5-1-28	昭島市東町1-4-19	H29. 5. 9
ひはら省吾後援会	日原 省吾	会計責任者の氏名	瀧嶋 公紀	日原 恵美	H29. 4. 25
山崎英昭を育てる会	山崎 英昭	会計責任者の氏名	山崎 英昭	山崎 英和	H29. 5. 9
山花いくお後援会	山花 郁夫	会計責任者の氏名	石橋 昭子	市川 辰雄	H29. 5. 22
東京都歯科医師連盟板橋支部	小林 顕	代表者の氏名	小林 顕	今泉 純一	H29. 5. 27
		会計責任者の氏名	宮崎 晴朗	澁谷 英介	H29. 5. 27
東京都歯科医師連盟東村山支部	唐見 和男	代表者の氏名	唐見 和男	橋本 健一	H29. 5. 15
		会計責任者の氏名	笠松 健	小出 晃正	H29. 5. 15
東京都社会保険労務士政治連盟中央統括支部	松林 慎二	主たる事務所の所在地	中央区新川1-2-10	台東区上野公園18-8	H29. 4. 1
		代表者の氏名	松林 慎二	高野 邦一	H29. 4. 1
		会計責任者の氏名	荒川 ゆう	松林 慎二	H29. 4. 1
都民ファーストの会板橋区第2支部	木下 富美子	主たる事務所の所在地	板橋区南常盤台1-23-13	豊島区南大塚1-14-3	H29. 5. 21
都民ファーストの会世田谷区第一支部	福島 理恵子	主たる事務所の所在地	世田谷区新町3-22-1	世田谷区新町2-10-12	H29. 5. 4
		政治団体の名称	都民ファーストの会世田谷区第一支部	都民ファーストの会世田谷区第一支部	H29. 5. 28

●東京都選挙管理委員会告示第百二十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七
七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつた
で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり
表す。

平成二十九年八月二十五日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都江戸川区第十六支部	八武崎 一郎	H29. 5. 1
自由民主党東京都葛飾区第十三支部	梅沢 五十六	H29. 5. 1
自由民主党東京都品川区第三十支部	吉田 あつみ	H29. 4. 23
自由民主党東京都台東区第二十八支部	小島 智史	H29. 5. 8

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者	解散年月日
くりした善行後援会	栗下 善行	H29. 5. 2
公太's サポートーズ会	山野 幹夫	H29. 5. 31
21世紀東京フォーラム	奥山 則男	H28. 2. 29
みんなでつくる日野!	窪田 之喜	H29. 5. 10

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
荒木 千陽	都議会議員	都民ファーストの会荒木ちはる後援会	中野区中野2-7-12	H29. 5. 1
入江 賢	都議会議員	都民ファーストの会いりえまさる後援会	日野市東平山3-5-8	H29. 5. 8
岡村 幹雄	都議会議員	岡村みきお八王子未来の会	八王子市大船町378-14	H29. 5. 24
岡本 光樹	都議会議員	都民ファーストの会岡本こうき後援会	国分寺市本多1-5-4	H29. 5. 31
尾島 紘平	都議会議員	都民ファーストの会おじま紘平後援会	練馬区平和台4-8-18	H29. 4. 30
銀川 裕依子	都議会議員	銀川ゆい子後援会	足立区千住旭町35-18	H29. 5. 25
栗下 善行	都議会議員	都民ファーストの会くりした善行後援会	大田区西蒲田7-5-3	H29. 5. 2
齋藤 礼伊奈	都議会議員	都民ファーストの会齋藤れいな後援会	多摩市関戸5-5-15	H29. 5. 2
佐野 郁夫	都議会議員	都民ファーストの会佐野郁夫後援会	小平市小川西町2-26-21	H29. 4. 29
鈴木 邦和	都議会議員	鈴木くにかず後援会	武蔵野市吉祥寺本町1-12-5	H29. 5. 5
平 慶翔	都議会議員	都民ファーストの会平けいしょう後援会	板橋区氷川町1-13	H29. 4. 24
高屋 恭子	都議会議員	都民ファーストの会もりさわ恭子と東京の未来を考える会	品川区西大井4-14-7	H29. 5. 26
滝田 泰彦	都議会議員	都民ファーストの会滝田やすひこ後援会	八王子市別所1-18-4	H29. 5. 12
立澤 晴美	市議会議員	市民の会	あきる野市下代継112-5	H29. 5. 2
鳥居 宏右	都議会議員	都民ファーストの会鳥居こうすけ後援会	杉並区西荻北3-21-15	H29. 5. 10
中島 奈美	都議会議員	都民ファーストの会后藤なみ後援会	足立区千住4-9-1	H29. 5. 29
中野 ひとみ	都議会議員	都民ファーストの会桐山ひとみ後援会	西東京市下保谷1-9-23	H29. 5. 9
藤井 晃	都議会議員	都民ファーストの会藤井あきら後援会	府中市押立町3-32-6	H29. 5. 1
保坂 真宏	都議会議員	都民ファーストの会保坂まさひろ後援会	台東区池之端2-5-34	H29. 5. 1

●東京都選挙管理委員会告示第百二十二号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十

九条第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年八月二十五日
東京都選挙管理委員会

増田 一郎	都議会議員	都民ファーストの会増田い ちろう後援会	立川市錦町2-6-11	H29. 5. 26
森口 つかさ	都議会議員	都民ファーストの会森口つ かさ後援会	渋谷区広尾5-17-11	H29. 5. 1
森村 隆行	都議会議員	都民ファーストの会森村た かゆき後援会	青梅市野上町4-13-26	H29. 5. 15

●東京都選挙管理委員会告示第百二十三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十
九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の
異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定
により、次のとおり公表する。

平成二十九年八月二十五日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
伊藤 悠	都民ファーストの会伊藤悠後援会	政治団体の名称	都民ファーストの会伊藤悠後援会	伊藤悠後援会	H29. 5. 17
		主たる事務所の所在地	目黒区祐天寺1-14-2	目黒区祐天寺2-3-15	H29. 5. 17
乾 愛	都民ファーストの会もり愛後援会	政治団体の名称	都民ファーストの会もり愛後援会	もり愛後援会	H29. 5. 9
金井 茂	金井茂の会	主たる事務所の所在地	江戸川区南小岩3-15-20	江戸川区北小岩6-16-1	H27. 5. 1
木島 崇	木島崇励ます会	主たる事務所の所在地	国分寺市西元町2-17-12	国分寺市西元町2-13-19	H29. 4. 5
木下 富美子	都民ファーストの会木下ふみこ応援会	主たる事務所の所在地	板橋区南常盤台1-23-13	豊島区南大塚1-14-3	H29. 5. 21
木村 剛司	剛志会	主たる事務所の所在地	墨田区東向島3-39-10	墨田区吾妻橋2-1-1	H28. 6. 15
鈴木 邦和	都民ファーストの会鈴木くにかず後援会	政治団体の名称	都民ファーストの会鈴木くにかず後援会	鈴木くにかず後援会	H29. 5. 15
關野 杜成	都民ファーストの会關野たかなり後援会	政治団体の名称	都民ファーストの会關野たかなり後援会	都民ファーストの会關野杜成後援会	H29. 5. 12
福島 理恵子	都民ファーストの会福島りえこ後援会	主たる事務所の所在地	世田谷区新町3-22-1	世田谷区新町2-10-12	H29. 5. 4

●東京都選挙管理委員会告示第百二十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九
九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消
し及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった
旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に
より、次のとおり公表する。

平成二十九年八月二十五日

東京都選挙管理委員会

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
佐野 郁夫	佐野郁夫後援会	H29. 4. 28

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
栗下 善行	くりした善行後援会	H29. 5. 2

公 告

土地区画整理組合の理事の辞任について

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九
九条第一項の規定により瑞穂町殿ヶ谷土地区画整理組合理
事長佐保田卯三郎から次に掲げる者が平成二十九年六月三
十日付けで理事を辞任した旨の届出があったので、同条第
二項の規定により公告する。

平成二十九年八月二十五日

氏名 東京都知事 小 池 百合子
住 所

中野 廣一 西多摩郡瑞穂町大字殿ヶ谷九百二十七番地

建築協定の認可について

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十六条
の三第四項において準用する同法第七十三条第一項の規定
に基づき、次のとおり建築協定を認可したので、同条第二
項の規定により、次のように公告する。

なお、この建築協定書の写しは、多摩市役所において一
般の縦覧に供される。

平成二十九年八月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

一 名称 原峰公園隣接地区建築協定

二 目的 住宅地としての良好な環境を高度に維持増
進すること。

三 協定区域 多摩市関戸六丁目二十九番一、同番五、同
番十から同番十六まで、同番十八及び同番
二十から同番二十三まで

四 協定事項 建築物の敷地、位置、用途、形態及び意匠
に関する基準

五 有効期間

認可の公告のあった日から起算して三年以
内において、協定区域内の土地に二以上の
土地所有者が存することとなった日から十
年間。ただし、期間満了前六か月以内に土
地所有者等の過半数の申出がない場合は、
当該期間満了の日の翌日から起算して更に
十年間同一諸条件により更新され、以降も
同様とする。

六 申請者

杉並区宮前一丁目十五番十三号
株式会社ホーク・ワン
代表取締役 平塚 寛之

七 認可年月

平成二十九年八月二十五日
日及び番 二十九多摩管建築協定認可第十六号

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成二十九年八月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

武蔵村山市残堀五丁目百三十
七番六、同番七、百三十九番
二、同番四、同番七、同番
十五、同番十八及び同番十九
あきる野市雨間字澤田四百三
十七番二
練馬区石神井町二丁目二十
六番十一号
一建設株式会社
代表取締役 堀口 忠美
あきる野市雨間七百七十番
地 中村 貢

羽村市緑ヶ丘四丁目七番三及
青梅市新町五丁目三十二番

び同番四

地の十五
有会社シムラ
代表取締役 志村 將成

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一
項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、
完了した。

平成二十九年八月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金 子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称 許可を受けた者の
住所及び氏名

三鷹市中原二丁目二十三番六
及び二十六番九十六
千代田区九段南三丁目三番
六号
大林新屋和不動産株式会社
代表取締役 佐藤 卓

東久留米市柳窪四丁目四百四
十一番一、同番四、同番八か
ら同番十一まで、四百四十二
番二、同番三及び四百四十三
番二
埼玉県所沢市小手指町一丁
目一番地四
株式会社住協
代表取締役 安永 久人

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下
「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店
舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定に
より次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供
する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べよう

とする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十九年八月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

平成二十九年八月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称)いなげや練馬関町店
- 二 店舗所在地 練馬区関町南四丁目六百八十三番五十一
- 三 設置者名 テルウェル東日本株式会社
- 四 設置者住所 渋谷区千駄ヶ谷五丁目十四番九号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社いなげや
- 六 新設をする日 平成三十年三月二十二日
- 七 店舗面積の合計 千九百六十二平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 七十五台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗西側ほか 百二十八台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗南西側 七十二平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 九・五七立方メートル
- 十二 小売業を行う者の開店時刻 午前九時
- 十三 小売業を行う者の閉店時刻 午後十時四十五分
- 十四 来客が駐車場を 午前八時三十分から午後十一時ま

- 十五 利用することができる時間帯
- 十六 駐車の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗南西側
- 十七 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで
- 十八 縦覧期間 平成二十九年七月二十一日
- 十九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 二十 縦覧時間 平成二十九年八月二十五日から同年十二月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

- 一 店舗名 (仮称)国分寺駅北口地区第一種市街地再開発事業(西街区棟)
- 二 店舗所在地 国分寺市本町三丁目三千一番
- 三 設置者名 住友不動産株式会社ほか十一名
- 四 設置者住所 新宿区西新宿二丁目四番一号ほか
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社三越伊勢丹フードサービスほか未定
- 六 新設をする日 平成三十年四月一日
- 七 店舗面積の合計 五千百七十九平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内ほか 百三十二台

- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 二百五十八台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 二百七平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 二十六・六八立方メートル
- 十二 小売業を行う者の開店時刻 二十四時間ほか
- 十三 小売業を行う者の閉店時刻 二十四時間ほか
- 十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 二十四時間ほか
- 十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 二箇所 店舗南東側ほか
- 十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 二十四時間
- 十七 届出日 平成二十九年七月二十八日
- 十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十九 縦覧期間 平成二十九年八月二十五日から同年十二月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

- 一 店舗名 (仮称)ロイヤルホームセンター

<p>二 店舗所在地 足立 足立区堀之内一丁目六百十八番一 ほか</p>	<p>三 設置者名 ロイヤルホームセンター株式会社 大阪府大阪市西区阿波座一丁目五 番十六号</p>	<p>四 設置者住所 ロイヤルホームセンター株式会社 平成三十年三月二十九日</p>	<p>五 小売業を行う者の 氏名又は名称 ロイヤルホームセンター株式会社</p>	<p>六 新設をする日 平成三十年三月二十九日</p>	<p>七 店舗面積の合計 七千二百平方メートル</p>	<p>八 駐車場の位置及び 収容台数 店舗内ほか 三百三十四台</p>	<p>九 駐輪場の位置及び 収容台数 店舗西側ほか 二百六台</p>	<p>十 荷さばき施設の位 置及び面積 店舗西側 百二十七平方メートル</p>	<p>十一 廃棄物等の保管 施設の位置及び 容量 店舗内ほか 三十三・九九立方メ ートル</p>	<p>十二 小売業を行う者 の開店時刻 午前六時十五分</p>	<p>十三 小売業を行う者 の閉店時刻 午後九時三十分</p>	<p>十四 来客が駐車場を 利用することが できる時間帯 午前六時から午後十時まで</p>	<p>十五 駐車場の自動車 の出入口の数及 び位置 四箇所 店舗南西側ほか</p>	<p>十六 荷さばき施設に おいて荷さばき を行うことがで きる時間帯 午前六時から午後十時まで</p>
<p>十七 届出日 平成二十九年七月二十八日</p>	<p>十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)</p>	<p>十九 縦覧期間 平成二十九年八月二十五日から同 年十二月二十五日まで。ただし、 東京都の休日に関する条例(平成 元年東京都条例第十号)に定める 休日を除く。</p>	<p>二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。</p>	<p>雑 報</p>										

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 平成二十九年八月二十五日

全国都道府県知事及び二十指定都市長の名において

全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
 二 発売総額及び枚数
 第七百三十一回全国自治宝くじ
 千五百億円 五億枚

三 証券金額
 四 発売期間
 一 ユニットとして二十
 五単位（二十五ユニット）として二十
 五単位（二十五ユニット）。ただし、発売状況に
 より、原則発売総額の百二十五パーセントを上
 限としてユニット単位で増額する場合があります。
 一枚三百円
 平成二十九年十一月二十七日から同年十二月二
 十二日まで

五 当せん金の額
 六 委託対象事務の範囲
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 八 その他発売経費
 九 受託申請期限
 十 その他

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務
 発売額六十億円に対して四億一千八十五万六千
 五百十六円
 発売額六十億円に対して二億二千九百二十万円
 平成二十九年九月八日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

一 名称
 二 発売総額及び枚数
 第七百三十二回全国自治宝くじ
 四百五十億円 一億五千万枚

（三十億円を一単位（一ユニット）として十五
 単位（十五ユニット）。ただし、発売状況により、
 原則発売総額の百二十五パーセントを上限とし
 てユニット単位で増額する場合があります。）
 一枚三百円
 平成二十九年十一月二十七日から同年十二月二
 十二日まで

発売額三十億円に対して十四億九千万円
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 八 その他発売経費
 九 受託申請期限
 十 その他

発売額三十億円に対して二億五百四十四万九千
 四百八十円
 発売額三十億円に対して一億一千四百六十万円
 平成二十九年九月八日

一 名称
 二 発売総額及び枚数
 第七百三十三回全国自治宝くじ
 三百億円 一億枚

（三十億円を一単位（一ユニット）として十単
 位（十ユニット）。ただし、発売状況により、原
 則発売総額の百二十五パーセントを上限として
 ユニット単位で増額する場合があります。）
 一枚三百円
 平成二十九年十一月二十七日から同年十二月二
 十二日まで

三 証券金額
 四 発売期間
 五 当せん金の額
 六 委託対象事務の範囲
 七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 八 その他発売経費
 九 受託申請期限
 十 その他

当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務
 発売額三十億円に対して十五億円
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務
 発売額三十億円に対して二億三百四十七万二千
 円
 発売額三十億円に対して一億一千四百六十万円
 平成二十九年九月八日

受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

行 東 京 都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
 郵便番号 163-8001
 定 価 本号 七〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 （郵送料を含む。）
 印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

